

地方自治法施行令等の一部を改正する政令要綱

第一 指定都市制度の見直しに関する事項

一 総合区長の更迭があつた場合には、前任者は、退職の日から十日以内に地方自治法第二百五十二条の二十の二第八項の規定により総合区長が執行することとされた事務を後任者に引き継がなければならぬものとするほか、総合区長の事務の引継ぎに関する規定を設けること。（地方自治法施行令第七十四條の四十八の二関係）

二 総合区に総合区会計管理者一人を置くこととし、総合区会計管理者は、指定都市の市長の補助機関である職員のうちから、指定都市の市長がこれを命ずるものとする。こと。（地方自治法施行令第七十四條の四十八の三及び第七十四條の四十八の五関係）

三 総合区会計管理者の事務を補助させるため総合区出納員その他の総合区会計職員を置くことができることとし、総合区出納員その他の総合区会計職員は、指定都市の市長の補助機関である職員のうちから、指定都市の市長がこれを命ずるものとする。こと。（地方自治法施行令第七十四條の四十八の三及び第七十四條の四十八の六関係）

四 総合区が新たに設置された場合においては、総合区長が選任されるまでの間は、その職務を市長が行うものとする。こと。（地方自治法施行令第七十四條の四十八の四關係）

五 その他総合区に関する規定を設けること。（地方自治法施行令第九十三條、第九十八條の三、第二百一十一條、第七十四條の四十八の七、第七十七條第二項、第八十二條第三項及び第九十條第二項關係）

第二 指定都市都道府県調整會議の設置に関する事項

一 総務大臣は、勧告の求め（地方自治法第二百五十二條の二十一の三第二項に規定する勧告の求めをいう。以下同じ。）の取下げに同意したときは、その旨を相手方である指定都市の市長又は包括都道府県の關係行政機關の長に通知しなければならないものとする。こと。（地方自治法施行令第七十四條の四十八の八第一項關係）

二 総務大臣は、指定都市都道府県勧告調整委員に勧告の求めに係る総務大臣の勧告について意見を求めたときは、直ちにその旨及び指定都市都道府県勧告調整委員の氏名を告示するとともに、指定都市の市

長及び包括都道府県の知事並びに国の関係行政機関の長にこれを通知しなければならないものとする。と。（地方自治法施行令第七十四條の四十八の八第二項関係）

三 勧告の求めがあつた事項に関する指定都市都道府県勧告調整委員の意見（以下「勧告に関する意見」という。）は、勧告の求めがあつた日から九十日以内に述べなければならないものとする。と。（地方自治法施行令第七十四條の四十八の八第三項関係）

四 指定都市都道府県勧告調整委員は、総務大臣に勧告に関する意見を述べたときは、直ちにその旨及び当該勧告に関する意見を公表しなければならないものとする。と。（地方自治法施行令第七十四條の四十八の八第四項関係）

五 その他指定都市都道府県勧告調整委員に関する規定を設けること。（地方自治法施行令第七十四條の四十八の八第五項から第七項まで関係）

第三 中核市制度と特例市制度の統合に関する事項

特例市に関する規定を削除すること。（地方自治法施行令旧第七十四條の四十九の二十関係）

第四 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第五 施行期日等

一 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行するものとする。ただし、第三に関する規定については平成二十七年四月一日から施行するものとする。 （附則第一条関係）

二 施行時特例市（改正法附則第二条に規定する施行時特例市をいう。以下同じ。）については、関係政令において、施行時特例市が第三に関する規定の施行の際現に処理することとされている事務を第三に關する規定の施行後においても引き続き処理することができるよう、経過措置を定めるものとする。 （附則第二条から第十五条まで関係）